



資料③-4

# 1. 地域公共交通活性化再生法の制度概要

# 改正地域公共交通活性化再生法(平成26年11月施行)の概要

## 交通政策基本法(平成25年12月4日公布・施行)の具体化

日常生活等に必要不可欠な  
交通手段の確保等

まちづくりの観点からの  
交通施策の促進

関係者相互間の連携と  
協働の促進  
等

### 目標

本格的な人口減少社会における  
地域社会の活力の維持・向上

### ポイント

- ① 地方公共団体が中心となり、
- ② まちづくりと連携し、
- ③ 面的な公共交通ネットワーク  
を再構築

面的な公共交通ネットワークを再構築  
するため、事業者等が地方公共団体  
の支援を受けつつ実施

地方公共団体が事業者等  
の同意の下に策定

## 改正地域公共交通活性化再生法の基本スキーム

基本方針

国が策定  
まちづくりとの連携に配慮

### 地域公共交通網形成計画

事業者と協議の上、  
地方公共団体が  
協議会を開催し策定

- コンパクトシティの実現に向けたまちづくりとの連携
- 地域全体を見渡した面的な公共交通ネットワークの再構築

### 地域公共交通特定事業

#### 地域公共交通再編事業

軌道運送  
高度化事業  
(LRTの整備)

鉄道事業  
再構築事業  
(上下分離)

#### 地域公共交通再編実施計画

実施計画

実施計画

国土交通大臣が認定し、計画の実現を後押し

**地域公共交通網形成計画**

公共交通ネットワークに関するビジョンを  
明確化するための計画

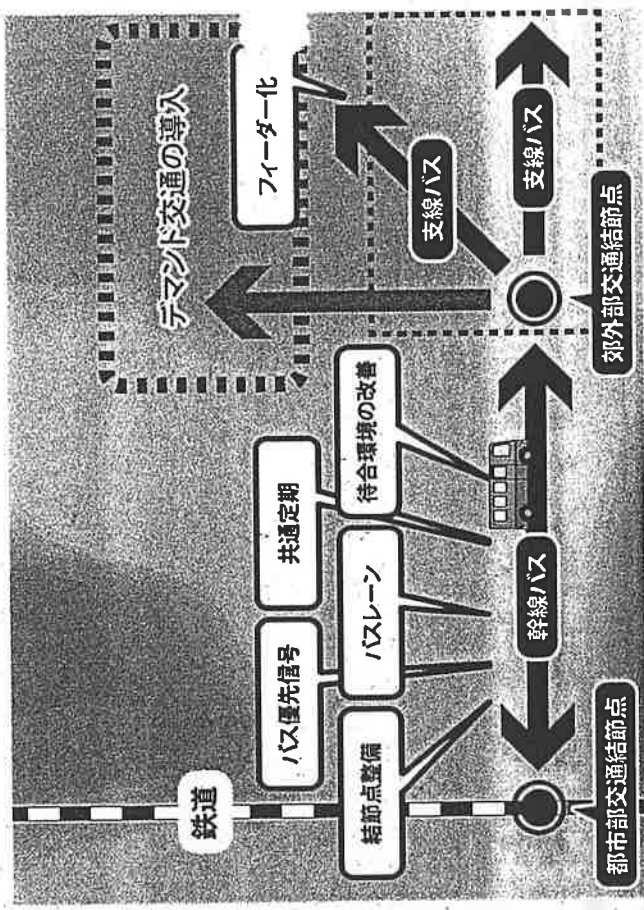
地域にとって望ましい公共交通ネットワークのすがたを明らかにし、まちづくりなどの関連分野と連携しつつ、面的なネットワークの形成に係る事業を記載

◇網形成計画は「ビジョン」と称されるが、網計画策定までに具体のバス路線網の改編や運賃体系等を合意しておくことが極めて重要！

**地域公共交通再編実施計画**

運行事業者やダイヤなど具体的な運行内容を  
定めるための実行計画

策定した網形成計画にもとづき、再編に伴う各路線の運行事業者や運行経路・停留所、運行回数、運賃体系などで記載



国土交通省 国土交通省 国土交通省

国土交通省 国土交通省 国土交通省

国土交通省 国土交通省 国土交通省

## 2. 地域公共交通形成計画

国土交通省 国土交通省 国土交通省

国土交通省 国土交通省 国土交通省

国土交通省 国土交通省 国土交通省

国土交通省 国土交通省 国土交通省

国土交通省 国土交通省 国土交通省

- 「地方公共団体は、基本方針に基づき、・・・地域公共交通網形成計画を作成することができる」(法第5条第1項)
- 地域公共交通網形成計画の作成には、基本方針(※)の記載にも十分に留意することが必要

※ 地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針(平成26年総務省・国土交通省告示第1号)

## 記載する事項(法§5②)

地域が目指すべき将来像とともに、  
その中で公共交通が果たすべき役割を明確化した上で、  
公共交通の活性化及び再生に向けた取組の方向性を定める。

- ① 持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針
- ② 計画の区域
- ③ 計画の目標
- ④ ③の目標を達成するために行う事業・実施主体
- ⑤ ※本事項において、地域公共交通特定事業に関する事項も記載可能(法§5④)
- ⑥ 計画の達成状況の評価に関する事項
- ⑦ 計画期間
- ⑦ その他計画の実施に関し地方公共団体が必要と認めると認める事項

基本方針に基づき作成することが必要

(参考)  
■ 地域公共交通活性化・再生法  
第5条 略  
2・3 略  
4 第二項第四号に掲げる事項には、地域公共交通特定事業に関する事項を定めることができる。  
5～10 略

## 記載に努める事項(法§5③)

都市機能の増進に必要な施設の立地の適正化に関する施策との連携  
その他の持続可能な地域公共交通網の形成に際し配慮すべき事項

# 「地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針」①

## ① 基本的な方針【網計画記載事項①】(基本方針二1(1))

- 地域が目指すべき将来像とともに、その中で公共交通が果たすべき役割を明確化した上で、公共交通の活性化・再生に向けた取組の方向性を定める。
- 地域公共交通に関するニーズや課題はそれぞれの地域によって多種多様であるため、地域の真のニーズやその地域の抱える問題を精査した上で検討を行う必要がある。検討に当たっては特に次の点に特に留意することが重要である。

### ①-1 まちづくり、観光振興等の地域戦略との一体性の確保 (基本方針二1(1)①)

- 地域戦略と一体で地域公共交通を考えることにより、人々が集う拠点や観光スポットにおける公共交通の利便性を高め、地域公共交通のサービス充実と利用者増加とを一体で実現。
- 医療、福祉等の都市機能の集積と公共交通沿線への居住の誘導によるコンパクトなまちづくりの実現のため、多様な交通サービスの導入と有機的な組合せなどの公共交通の再編を一体的に展開

### ①-2 地域全体を見渡した総合的な公共交通網の形成 (基本方針二1(1)②)

- 地域全体の公共交通をネットワークとして総合的に捉え、交通機関相互の連携を十分に図るとともに、公共交通網の効率性を向上。
- 公的支援のあるサービスは公的支援のないサービスを補完するものとして位置付け。

### ①-3 地域特性に応じた多様な交通サービスの組み合わせ (基本方針二1(1)③)

- 人口密度や自然条件等の地域特性に応じ、多様な交通手段を有機的に組み合わせ、身の丈に合った新たな地域公共交通網を形成。

### ①-4 住民の協力を含む関係者の連携 (基本方針二1(1)④)

- 地域公共交通は、コミュニティの形成に当たって不可欠な地域の共有財産。
- 住民のニーズを的確に反映させるだけでなく、住民が主体となって公共交通を考え、さらには運営にも関わるといった積極的・継続的関与を行うことが必要。

## 「地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針」②

### ②形成計画の区域【網計画記載事項②】(基本方針二 1(2))

- 当該地域の住民の通勤、通学、買物、通院といった日常生活に関して形成される交通圏を基本とすることとし、個別・局所的にならないよう留意。
- 区域の検討に当たり、交通圏の範囲が複数の市町村にまたがる場合は、関係市町村や都道府県が連携して取り組む。

### ③形成計画の目標【網計画記載事項③】(基本方針二 1(3))

- 公共交通サービスが現状においてどのレベルにあるかをできる限り客観的に認識した上で、関係者が共通認識を持って取組を推進することができるよう、地域が自らの目指す方向性を具体的な数値目標として明示。
- 公共交通の利用状況に関する目標は、その達成自体が地域の将来像の実現に直結するものではない点に留意。

### ④事業・実施主体【網計画記載事項④】(基本方針二 1(4))

- 計画区域における地域公共交通を一体的に地域公共交通網形成計画の対象とした上で、目標達成のために提供されるべき公共交通サービスの全体像を明らかにする。
- これらのサービスの実現に必要な事業・実施主体を整理し、計画に記載。(既存路線の維持といった継続的な取組や、民間事業者による自主事業も含め、目標達成のために必要となる事業を網羅的に記載)
- 基本方針三(地域公共交通特定事業等に関する基本的な事項)に定める事項についても留意。

### ⑤達成状況の評価【網計画記載事項⑤】(基本方針二 1(5))

- 計画に掲げた目標の達成状況の評価に加え、計画に記載した各種事業についても、実施状況を把握し、効果的・効率的に実施されているかどうかを定期的に評価することが重要
- 地域公共交通が、定量的に把握することが困難な価値や外部効果を有することにも留意

### ⑥期間【網計画記載事項⑥】(基本方針二 1(6))

- 計画期間は、5年程度を原則とするが、形成計画の目標として定める内容や地域の実情等を踏まえて、柔軟に設定することを妨げない。
- まちづくりに関する事業の中には、事業期間が長期間にわたるものもあるため、形成計画は、計画期間を超えて中長期的に地域が目指すべき将来像も念頭におきつつ、作成することが適当。

